

「改正労働施策総合推進法等説明会～カスタマーハラスメント・就活セクシュアルハラスメント対策等～」を開催しました！

栃木労働局では、令和 8 年 9 月 17 日(木)、宇都宮市文化会館において、「改正労働施策総合推進法等説明会」を開催しました！

当日は、多くの事業所の皆さまにご参加いただき、誠にありがとうございました。今回の説明会では、令和 8 年 10 月 1 日の施行を目前に控えたカスタマーハラスメント対策及び求職者等におけるセクシュアルハラスメント防止措置を中心に、事業主の皆さまに取り組んでいただきたい事項や、実務上のポイントについて説明しました。

多くの皆さまが熱心に説明を聴かれる様子からも、新たに義務化される対策への関心の高さがうかがえました。栃木労働局では、今後も説明会やホームページ等を通じて、制度対応に役立つ情報を分かりやすくお届けしてまいります。今後開催する説明会についても、ぜひご参加ください。



<内容>

- (1)カスタマーハラスメント対策の義務化等労働施策総合推進法等の改正
- (2)女性活躍推進法の改正
- (3)労働基準関係法令の概要及び同一労働同一賃金の取組